

令和6年度地域共生型エネルギー活用モデル構築推進業務募集要項

1 趣旨

県では、事業者を対象に、自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想（以下、「共生構想」という。）を踏まえて、「地域共生型エネルギーの活用による地域課題解決」の絵姿づくり（事業モデル構築）へ取り組む案件を募集します。

募集後は、応募があった案件の中から、県の委託事業の対象とする案件を選定し、県からの委託を受けモデル構築に取り組んでいただきます。

本業務により構築する事業モデルに関しては、類似の事業導入を検討する際の参考事例として、県Webページや成果報告会での報告を通じて広く発信し、県内における「地域共生型エネルギーの活用による地域課題解決」につなげていくこととしています。

2 募集対象者

今回募集する対象者は、事業者とします。

3 募集する業務の内容

本業務で募集する業務内容は、本県における脱炭素に向けた地域共生型エネルギーの活用による地域課題解決モデルの構築となります。

募集するテーマは「①熱利活用」、「②共生構想で示した3つの前提※」を踏まえた社会実装に向けたモデル構築とします。

※3つの前提 ①自然環境との共生 ②県、地元自治体・地域関係者の合意 ③地域経済等への貢献

具体には、脱炭素に向けた地域共生型エネルギーの活用について検討し、そのプロセスと最終的な事業化の内容（活用するエネルギー資源、導入する設備、得られるエネルギー量、事業収支などを記したものを）を報告書として整理するものです。

対象とするエネルギー事業は現に計画されている事業に限らず、具体の事業が存在していない地域においてこれらを検討・整理し、モデルを構築する場合も対象とします。

検討した事業モデルに関しては、類似の事業の導入を検討する県内市町村及び事業者等を対象として県が開催する報告会において発表いただくことを想定しています。

また、県ホームページ (<https://www.pref.aomori.lg.jp>) 及び青森県再生可能エネルギー産業振興ポータルサイト (<https://www.aomori-saiene.jp/>) に掲載します。

4 地域共生型エネルギーとは

地域と共生する様々な再生可能エネルギー資源（太陽光・太陽熱、風力、中小水力、バイオマス（木質、畜産、廃棄物など）、地熱・温泉熱、地中熱、未利用熱、雪冷熱等）のことをいいます。

5 委託契約

本業務については、次の内容により、県との委託契約を締結の上、行っていただきます。

(1) 委託期間

委託契約締結時から令和7年2月28日（金）までとします。

(2) 委託金額

1件あたりの上限を4,000千円とし、実施計画書と所要経費明細書の内容を精査の上、決定します。

※採択決定後から委託契約締結までの間に、県との協議を経て、事業内容、構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がありますので、ご了承ください。

(3) 委託内容

委託内容は次のとおりです。

- ① 事業導入を目指す「脱炭素に向けた地域共生型エネルギーの活用による地域課題解決」のモデル構築
- ② 中間報告会及び最終報告会に出席し、事業の進捗及び成果の報告を行う
- ③ 委託業務報告書の作成・提出

(4) 知的財産権の取扱

委託業務により生じる知的財産権については、原則として受注者に帰属することとしますが、発注者（県）が成果物を業務目的で使用することは可能なものとします。

(5) 委託料の支払先及び支払方法

委託料は精算払とし、業務終了後の検査を行った後、受注者に対し口座振込により支払います。

(6) 再委託の原則禁止

原則、委託業務の第三者への再委託は禁止します。ただし、委託業務の一部（委託料総額の5割未満を限度とする。）をやむを得ない事情により外注する場合であり、あらかじめ県が認めたものに関しては、この限りではありません。

(7) 委託対象経費

委託業務の対象とする経費は、次のとおりです。

区分	科目	主な内容
人件費	労務費	本業務に直接従事する者の労務費
事業費	旅費	本業務に直接従事する者の旅費 (報告会や事業に関する打合せへの出席旅費を含む。)
	会議費	会議に掛かる費用(会場使用料、機材借料等)
	謝金	有識者等の助言を得る場合の謝金
	借料	パソコン、車両、機械器具、実験装置等のリース料、レンタル料
	外注費	受注者が直に実施することができない試験など他の事業者 に外注するための経費 ※ 外注費は委託料総額の5割未満が上限となり、外注する 場合は、あらかじめ県の承諾を得ることが必要となります。
	印刷製本費	印刷物の印刷製本に関する経費
	消耗品費	本業務で使用する消耗品の購入費(5万円未満)
	賃金	補助員(アルバイト等)に係る経費
	通信運搬費	郵便料、発・返送料、振込手数料
	情報収集費	図書購入費等
管理費	一般管理費	事業費(税抜き額)の合計の10%以内の額とします。

※ 次の経費は対象外となります。

- ① 本業務に活用されたことが明確に特定することができない経費
- ② 水道光熱費等、本事業の実施にかかわらず経常的に掛かる経費
- ③ 委託契約期間外に支払われた経費
- ④ 会議等における食事代、懇親会経費
- ⑤ 土地、建物、備品（5万円以上）の取得費
- ⑥ 施設又は設備の設置費、改修費
- ⑦ 事業中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ⑧ 国、他の地方公共団体等の補助金又は委託費等により支弁される経費
- ⑨ 売電を目的とした資機材整備費

6 応募方法

(1) 応募期限

令和6年6月21日（金）17：00まで（必着）

(2) 応募書類

- ① 応募提案書（様式1）
- ② 実施計画書（様式2）
- ③ 所要経費明細書（様式3）

(3) 提出方法

郵送又は持参により、(2)の応募書類の正本1部を(4)の提出先へ提出してください。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

青森県環境エネルギー部エネルギー開発振興課

環境・エネルギー産業振興グループ TEL：017-734-9378

(5) 応募上の留意事項

- ① 提出書類に不備がある提案は受理できません。
- ② 応募書類の修正について、県が指定する期限までには是正できないときは、その提案を無効とします。
- ③ 応募書類は本事業の選定に関する審査以外の目的には使用しません。
- ④ 応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、「青森県情報公開条例」（平成11年12月青森県条例第55号）による情報公開の対象となります。
- ⑤ 応募書類の作成等の応募に要する費用は経費に含まれません。また、選定の採否を問わず、提出書類の作成費用は支給されません。
- ⑥ 応募書類の受理後、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

7 審査・選定

(1) 審査方法

県が設置する審査会において、以下の審査内容に基づき、総合的な評価を行います。

審査項目	着眼点
① 実施体制	円滑な業務実施が期待される体制となっているか。また、コンサルタントに事業モデルに関する業務実績があるか。
② 地域との連携	市町村と連携した取り組み内容となっているか。
③ 課題の設定	導入を目指す事業モデルが地域課題をテーマとしており、克服に向けた具体的な取組であるか。
④ 事業モデルの汎用性	導入を目指す事業モデルが、同様の課題を抱える他地域においても水平展開が期待できるものであるか。
⑤ モデル構築手法の有効性	本業務で取り組むモデル構築の手法が具体かつ効果的であるか。
⑥ 実現可能性	事業化に向けたプロセスが明確であるか。
⑦ 総合的効果	提案内容について、先駆性、進歩性が認められ、取組の重要性や優先度が高いものであるか。

(2) 委託事業の予算総額

12,000千円（予算の範囲内で採択します。）

(3) 選定方法

(1) の審査により一定の水準を満たしている提案について、予算額を上限に本業務により委託する案件を選定します。

なお、結果については、採否にかかわらず書面で通知します。

8 スケジュール

本事業で予定しているスケジュールは次のとおりです。

令和6年5月16日	公募開始
6月21日	応募締め切り
6月下旬	委託対象案件選定に係る審査会 委託対象案件選定 委託契約締結・モデル構築開始
11月	中間報告 ※必要に応じて実施
令和7年2月上旬	成果報告
2月28日	履行期限（成果物提出）